

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

広島県人事委員会

委員長 加 藤

誠

広島県人事委員会規則第四号

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（平成十四年広島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第三項及び第六項」を「第五条第六項」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第六条第一項中「第一号任期付研究員は」を「第一号任期付研究員（条例第五条第一項に規定する第一号任期付研究員をいう。以下同じ。）は」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十八年四月一日から施行する。